

(2) 自治体による支援策の具体例

< ①減税制度 >

長野県消防団活動協力事業所応援減税

1. 減税内容 (平成19年4月施行、平成27年4月一部改正)
法人事業税(法人)、個人事業税(個人事業主) ⇒ 税額の2分の1を減税(減税限度額:10万円)

2. 対象となる法人・個人事業主

- ① 県内に事業所等を有し、かつ、すべての事業所等が表示制度の認定を受けているもの。
- ② 県内の事業所等における消防団員数が、資本金3,000万以下の法人及び個人事業主は2人以上以上。
資本金3,000万円超1億円以下の法人は3人以上、資本金1億円超の法人は5人以上であること。
- ③ 消防団活動に対する配慮が規定された就業規則等が整備されていること。

3. 適用実績 ※平成26年度実績

・法人 42件 減税額 356万8千円

・個人 3件 減税額 28万円

計 45件 384万8千円

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例

1. 減税内容 (平成28年4月施行)

- 法人事業税(資本金若しくは出資金の額が1億円以下又は資本若しくは出資を有しない法人)、個人事業税(個人事業主) ⇒ 税額の2分の1を減税(減税限度額:100万円)

2. 対象となる法人・個人事業主

- ① 県内に事業所等を有し、かつ、すべての事業所等が表示制度の認定を受けているもの。
- ② 県内の事業所等における使用者等のうち、消防団員の数が1人以上であること。
- ③ 消防団活動に対する配慮が規定された就業規則等が整備されていること。

静岡県消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例

1. 減税内容 (平成24年4月施行、平成28年4月一部改正)

- 法人事業税(資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は出資金の額が1億円を超える特別法人)、個人事業税(個人事業主) ⇒ 税額の2分の1を減税(減税限度額:100万円)

2. 対象となる法人・個人事業主

- ① 県内に事業所等を有し、かつ、すべての事業所等が表示制度の認定を受けているもの。
- ② 県内の事業所等における使用者等のうち、法人(資本金等の額が1億円以下の特別法人を含む)及び個人にあっては消防団員が1人以上、出資金の額が1億円を超える特別法人にあつては消防団員が3人以上であること。
- ③ 消防団活動に対する配慮が規定された就業規則等が整備されていること。

3. 適用実績 ※平成26年度実績

・法人 34件 減税額 285万4千円

・個人 21件 減税額 141万2千円

計 55件 426万6千円

< ②金融制度 >

宮城県制度融資信用保証料割引

1. 制度内容 (平成28年4月創設)
新技術や新製品、新たな事業展開、事業承継といった「前向きな取組」を図る中小企業者向け融資制度。 ⇒ 融資限度額 「設備・運転】2,000万円

2. 対象者

市町村が定める消防団協力事業所の認定を受けている事業所。

3. 信用保証料割引

通常0.45%～1.59%の信用保証料が、消防団協力事業所の認定を受けている場合に、0.2%を引き下げるもの。

長野県中小企業振興資金における貸付利率の優遇

1. 制度内容 (平成28年4月新設)
事業活動に必要とする資金を、金融機関及び信用保証協会と県が協調して融資する制度。 ⇒ 融資限度額 「設備】1億円 「運転】5,000万円

2. 対象者

市町村が定める消防団協力事業所の認定を受けている事業所。

3. 貸付利率引き下げ

一般枠の貸付利率2.1%が、消防団協力事業所の認定を受けている場合に、0.2%引き下げるもの。

島根県中小企業制度融資

1. 制度内容 (平成26年4月新設)
事業活動に必要とする資金を、県が金融機関に対して資金を預託し、金融機関を通じて低利融資を行う制度。 ⇒ 融資限度額 「設備】8,000万円 「運転】5,000万円

2. 対象者

中小企業者又は組合であつて、市町村が定める消防団協力事業所の認定を受けている事業所。

3. 融資利率

一般融資利率年1.7%～1.85%が、消防団協力事業所の認定を受けている場合に、0.3%引き下げるもの。